

# 申4号「2024年3月ダイヤ改正について」の団体交渉①

## 1.柔軟な短時間行路の設定における目的および、メリットとデメリットを明らかにすること。

- ・必要な日に定期行路から短時間行路を分割して設定することとなる。
- ・多様な働き方をさらに推進することが目的の1つ。メリットとしてニーズに合わせ柔軟な行路設定ができる。
- ・対象者は育介Aの対象者と指導員。
- ・制度導入に必要な要員は確保されているという認識
- ・制度導入後は各区所とも連携を取りながら必要な検証を行う。**確認!**

## 2.柔軟な短時間行路を設定する対象行路を指定すること。また、行路確定は毎月25日の勤務発表時に行うこと。

- ・必要な日に定期行路から短時間行路を分割して設定することとなる。また、勤務指定については、就業規則等に則り取り扱うこととなる
- ・行路確定は勤務発表時。出退勤時刻は勤務発表時に明示される。
- ・短時間行路の設定は、各区所で行われる。
- ・勤務発表後に行路分割が取り消しとなった場合、分割元となった行路を所定行路に戻すことを基本とするが、ケースバイケースでの対応となる。
- ・社員の生活設計を考慮してコミュニケーションを取りながら運用する。**確認!**
- ・制度の説明はダイヤ改正説明会で行う。**確認!**

## 3.新幹線統括本部における乗務員相互運用の考え方を明らかにすること。

- ・社員の多様なキャリアを実現し、意欲のある社員の期待に答えるため、相互運用により活躍のフィールドを拡大することで、社員が主体性を持って成長できる環境を整えることを目的としている。
- ・サービスの向上、運転士、車掌の両者の立場での安全安定輸送の実現。
- ・相互運用は月単位で行う。また、片方の業務を3ヶ月以上連続では行わない。(つづく)